

国水下企第 69 号
国水下流第 30 号
平成 29 年 10 月 4 日

都道府県下水道担当部長殿
政令指定都市下水道担当局長殿
(以上地方整備局等
下水道担当部長等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課長

流域管理官

下水道施設の維持管理及び処理水の再利用に係る法令遵守等の徹底について

今般、東京都下水道局が管理する下水処理場の敷地内において、下水処理水の再利用のための配管（以下、「下水処理水管」という。）が水道の給水装置（以下、「水道給水管」という。）に誤って接続され、下水処理水が上水道に混入するという事態が発生した。

さらに、このことを受け、全国に緊急点検を要請したところ、名古屋市上下水道局が管理する下水処理場においても、下水処理水管と水道給水管の誤接続及び汚水ポンプの冷却水管への水道給水管の誤接続が判明した。

これらの事態は、施設設置当初は誤接続されていなかったものの、いずれも設備等の運転・管理のため改造した際に、下水処理水管や冷却水管と水道給水管を接続したものである。また、下水処理水の再利用（以下、「再生水利用」という）の誤接続防止対策等を示した「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」（平成 17 年 4 月、国土交通省）は、対象範囲が不特定多数の人が利用する施設への直接供給に限定されており、本事態のような場内利用は対象外であった。しかしながら、理由や事情の如何に関わらず、水道法に違反した対応であり、下水道施設の管理や再生水利用において、このような事態が発生したことは誠に遺憾である。

このため、同様事案及び類似事案の再発防止に向けて、下記を徹底するよう通知する。

なお、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く）に対し、本通知の周知について願います。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言である。

記

1. 下水道関係法令はもとより、水道法をはじめとする関係法令を遵守した下水道施設の適正な維持管理及び再生水利用を徹底すること。
2. 下水道施設の維持管理や再生水利用に関して重大な事案が判明した場合には、すみやかに国土交通省に報告すること。
3. 水道水以外の配管設備であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び配管にするか、又は他の配管設備と容易に判別できる色とする、給水開始前に誤接続防止の検査を行う等の、誤接続防止対策をただちに実施すること。ただし、地下に埋設している等速やかな対策が困難な配管等に対しては、増設や改築更新時等計画的にこれらの表示等の対策を実施すること。
4. 再生水利用や冷却水の循環利用等において、水道水の補給設備を設置する場合には、逆流防止のため吐水口空間を確保する等の対策を講じること。
5. 下水道管理者以外の再生水利用を行う施設の管理者に対し、3. 及び4. に示すような誤接続防止対策等を講ずるよう、今後も再生水供給に係る協定等の更新時期等定期的に説明を行うこと。
6. 3、4、5に関して、処理場内外での誤接続防止対策等のため、「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」（平成17年4月 国土交通省）を参考にすること。

以上